

明治安田ライフプランファンド20 明治安田ライフプランファンド50 明治安田ライフプランファンド70

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2020.8.20

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

明治安田ライフプランファンド20・明治安田ライフプランファンド50・明治安田ライフプランファンド70（以下総称して「明治安田ライフプランファンド」ということがあります。）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2020年8月19日に関東財務局長に提出しており、2020年8月20日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
こちらからご覧頂けます。



| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|--|------|-----------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 資産複合 | その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券)(資産配分固定型)) | 年1回 | グローバル (日本含む) | ファミリー ファンド | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社> **明治安田アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号

設立年月日：1986年11月15日

資本金：10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：17,325億円

（資本金・運用純資産総額は2020年6月末現在）

〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社> **みずほ信託銀行株式会社**

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

明治安田ライフプランファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

◆ 主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

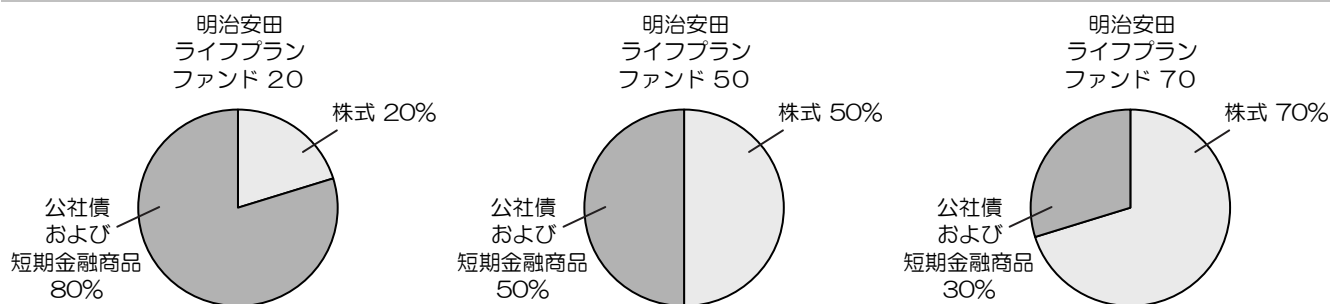
◆ ファンドごとに基準ポートフォリオを設定し運用を行います。

| | 明治安田ライフプランファンド20 基準組入比率 | 明治安田ライフプランファンド50 基準組入比率 | 明治安田ライフプランファンド70 基準組入比率 | 3ファンド 共通変動幅 |
|-------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------|
| 株式アセット | 20.0% | 50.0% | 70.0% | ±10%程度 |
| 明治安田日本株式マザーファンド | 15.0% | 30.0% | 40.0% | ±5%程度 |
| 明治安田アメリカ株式マザーファンド | 2.5% | 10.0% | 15.0% | ±5%程度 |
| 明治安田欧州株式マザーファンド | 2.5% | 10.0% | 15.0% | ±5%程度 |
| 債券アセット | 77.0% | 47.0% | 27.0% | ±10%程度 |
| 明治安田日本債券マザーファンド | 62.0% | 32.0% | 17.0% | ±5%程度 |
| 明治安田外国債券マザーファンド | 15.0% | 15.0% | 10.0% | ±5%程度 |
| 短期金融商品 | 3.0% | 3.0% | 3.0% | ±5%程度 |

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、基準ポートフォリオに戻します。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

※基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。

◆ 資産配分の異なる3つのファンドによって、お客さまのリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。



※ファンド間で、スイッチングが可能です。スイッチングは、販売会社によってお取扱いが異なります。詳しくは販売会社へお問合わせください。

◆ 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

<明治安田欧州株式マザーファンド>

原則として行いません。

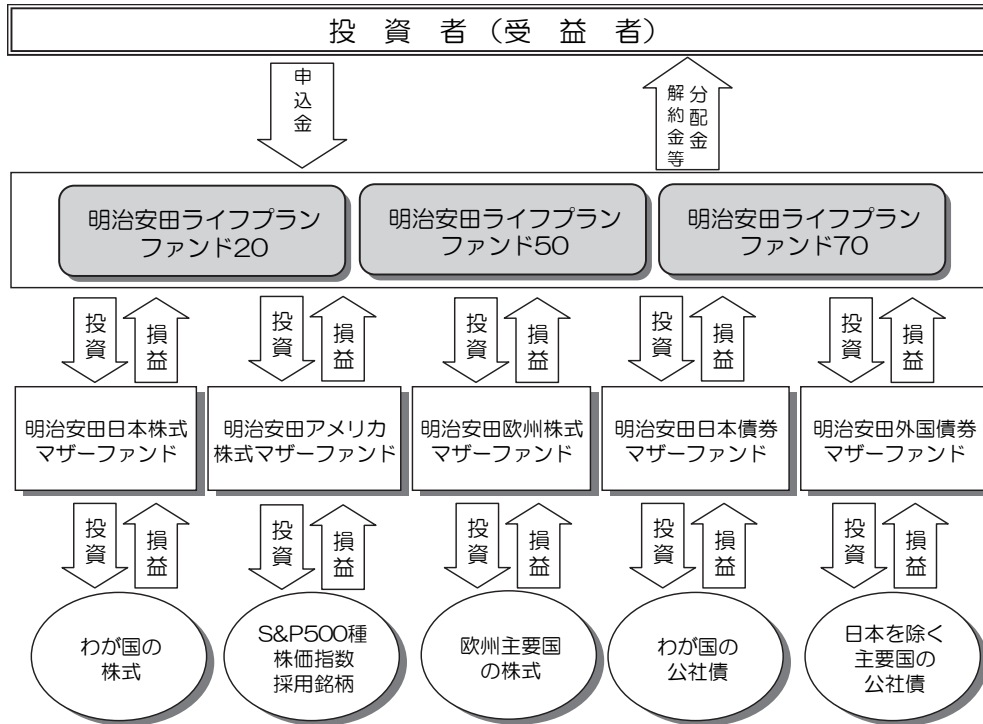
<明治安田外国債券マザーファンド>

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 運用プロセス

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規定等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心になって行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

■ 主な投資制限

| | |
|-----------------|--|
| ■ 株式への投資割合 | <p><明治安田ライフプランファンド 20> 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 35%以下とします。</p> <p><明治安田ライフプランファンド 50> 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 65%以下とします。</p> <p><明治安田ライフプランファンド 70> 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 85%以下とします。</p> |
| ■ 外貨建資産への投資割合 | <p><明治安田ライフプランファンド 20> 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 40%以下とします。</p> <p><明治安田ライフプランファンド 50> 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 60%以下とします。</p> <p><明治安田ライフプランファンド 70> 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%以下とします。</p> |
| < 3 ファンド共通 > | |
| ■ 同一銘柄の株式への投資割合 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| ■ 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 |

■ 分配方針

- 年1回（5月20日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- ・ 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

各マザーファンドの概要

<明治安田日本株式マザーファンド>

| | |
|------|---|
| 基本方針 | 信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 |
| 投資対象 | わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。 ・ 銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。 ・ ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。 ・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 |

<明治安田アメリカ株式マザーファンド>

| | |
|------|---|
| 基本方針 | 信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 |
| 投資対象 | S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・S&P500種株価指数をベンチマークとし、これの中・長期的に上回る運用成果を目指します。 ・S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。 ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ・外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によっては為替ヘッジを行う場合があります。 |

<明治安田欧州株式マザーファンド>

| | |
|------|---|
| 基本方針 | 信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 |
| 投資対象 | 欧州主要国の株式を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ指数をベンチマークとし、これの中・長期的に上回る運用成果を目指します。 ・グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。 ・ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。 ・欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。 ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ・外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。 |

<明治安田日本債券マザーファンド>

| | |
|------|---|
| 基本方針 | 主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。 |
| 投資対象 | わが国の公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。 ・FTSE日本国債インデックスをベンチマークとし、これの中・長期的に上回る運用成果を目指します。 ・投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 ・投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。 ・公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ・原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。 |

<明治安田外国債券マザーファンド>

| | |
|------|---|
| 基本方針 | 主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 |
| 投資対象 | 日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 ・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。 ・投資に際しては、いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 ・ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。 ・公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 |

ベンチマークについて

東証株価指数（TOPIX）

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

S&P500 種株価指数

S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。

「S&P500」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

MSCIヨーロッパ指数

MSCI ヨーロッパ指数は、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。

MSCI インデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCI インデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

FTSE日本国債インデックス

FTSE日本国債インデックスは、日本の代表的な国債の総合投資利回りを市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

FTSE世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

明治安田ライフプランファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

<主な変動要因>

| | |
|-----------|--|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 債券価格変動リスク | 債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 信用リスク | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 |

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

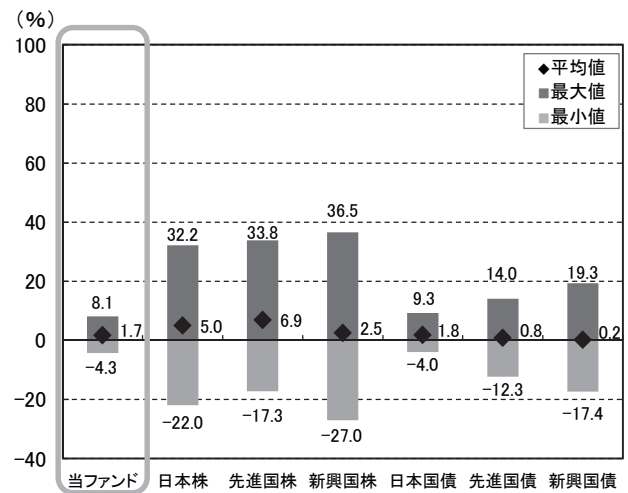
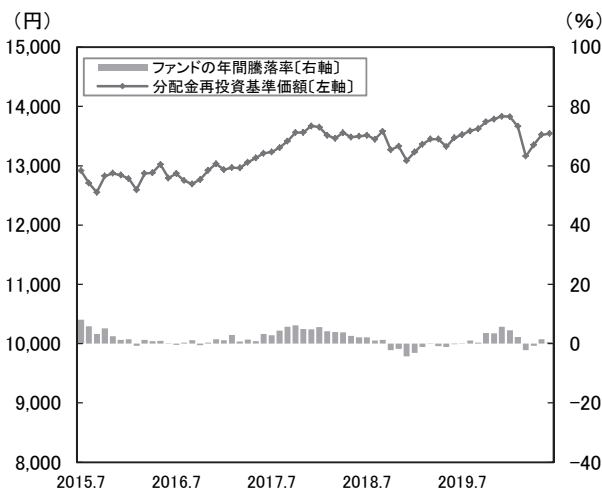
■ 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2015年7月～2020年6月

◆ 明治安田ライフプランファンド 20



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

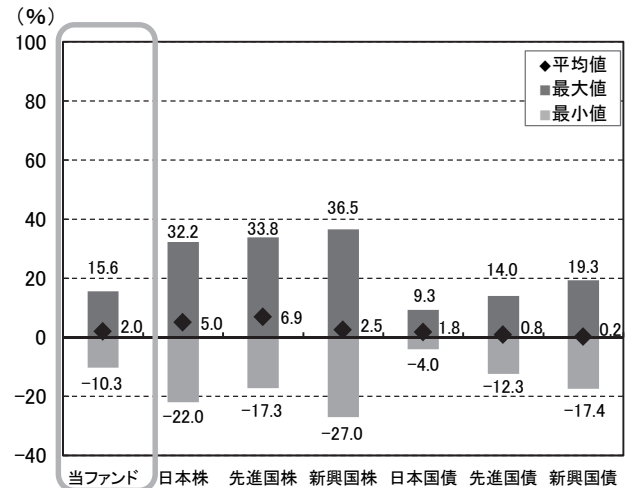
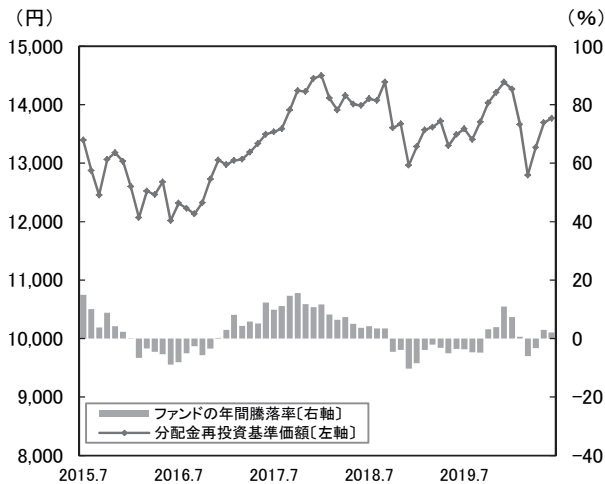
※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

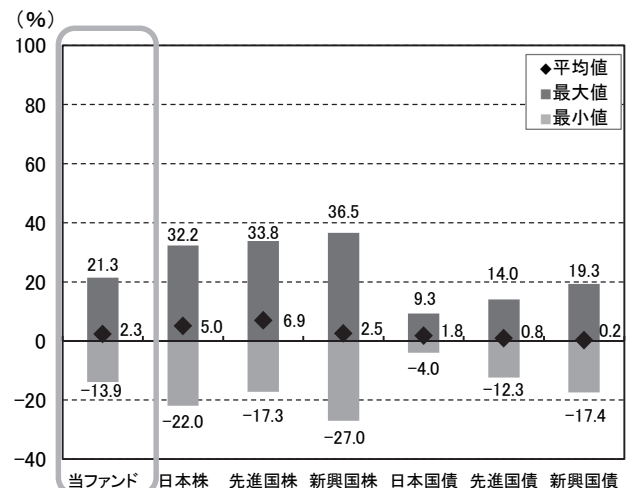
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



<各資産クラスの指数について>

| 資産クラス | 指数名称 | 権利者 |
|-------|--|---------------------------|
| 日本株 | 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) | 株式会社東京証券取引所 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース) | MSCI Inc. |
| 新興国株 | MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース) | MSCI Inc. |
| 日本国債 | NOMURA-BPI (国債) | 野村證券株式会社 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) | FTSE Fixed Income LLC |
| 新興国債 | JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) | J.P.Morgan Securities LLC |

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

最新の運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

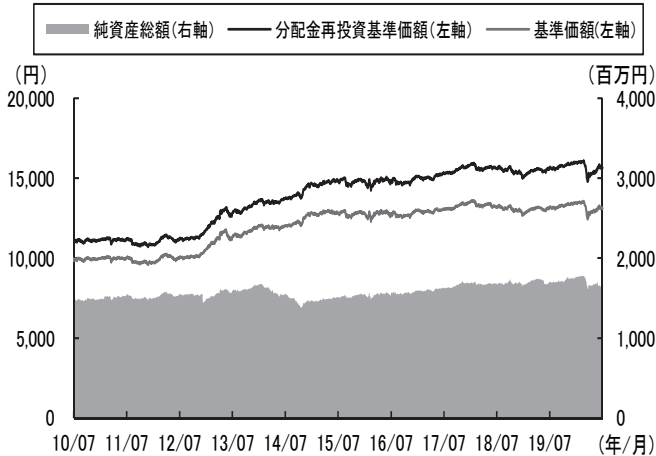
- ① 右記のQRコードを読み込む（承認・選択等が必要な場合があります）。
- ② 当ファンドのページが表示されます。
- ③ 最新の運用状況（月次レポート等）をご確認ください。



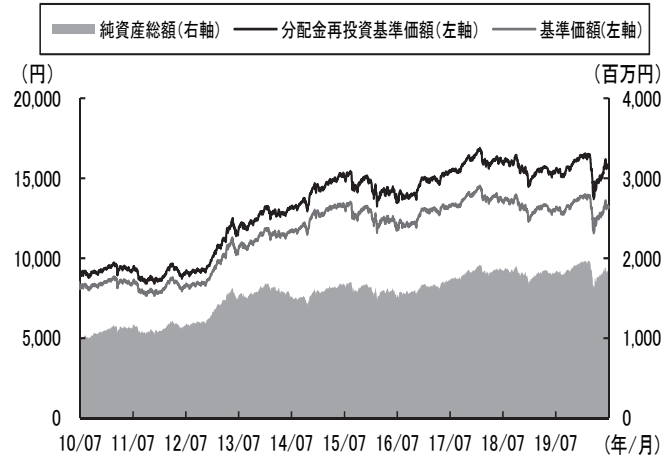
2020年6月30日現在

基準価額・純資産の推移

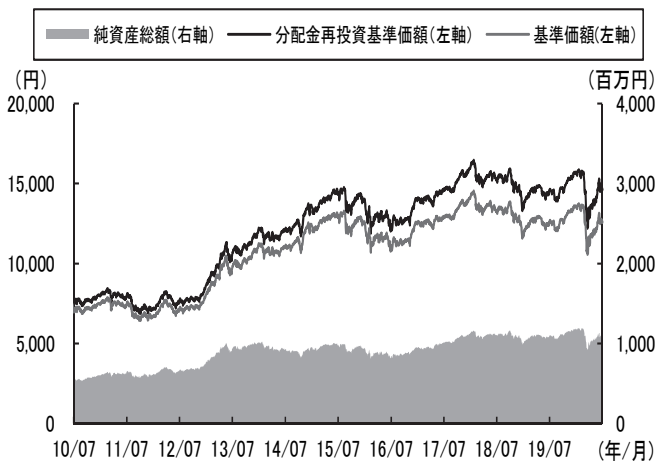
◆明治安田ライフプランファンド 20



◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

| | プラン 20 | プラン 50 | プラン 70 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 基準価額 | 13,125 円 | 13,210 円 | 12,644 円 |
| 純資産総額 | 1,654 百万円 | 1,839 百万円 | 1,089 百万円 |

分配の推移

| 分配金の推移 | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| | プラン 20 | プラン 50 | プラン 70 |
| 2020年5月 | 70 円 | 80 円 | 80 円 |
| 2019年5月 | 50 円 | 60 円 | 60 円 |
| 2018年5月 | 130 円 | 180 円 | 200 円 |
| 2017年5月 | 100 円 | 170 円 | 180 円 |
| 2016年5月 | 60 円 | 60 円 | 50 円 |
| 設定来累計 | 2,000 円 | 1,950 円 | 1,650 円 |

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

資産の組入れ比率

◆明治安田ライフプランファンド 20

| 資産の種類 | 比率 (%) |
|-------------------|--------|
| 明治安田日本株式マザーファンド | 15.08 |
| 明治安田アメリカ株式マザーファンド | 2.54 |
| 明治安田欧州株式マザーファンド | 2.52 |
| 明治安田日本債券マザーファンド | 61.80 |
| 明治安田外国債券マザーファンド | 15.07 |
| その他の資産 (負債控除後) | 3.00 |
| 合計 (純資産総額) | 100.00 |

◆明治安田ライフプランファンド 50

| 資産の種類 | 比率 (%) |
|-------------------|--------|
| 明治安田日本株式マザーファンド | 29.93 |
| 明治安田アメリカ株式マザーファンド | 10.05 |
| 明治安田欧州株式マザーファンド | 10.11 |
| 明治安田日本債券マザーファンド | 31.74 |
| 明治安田外国債券マザーファンド | 15.18 |
| その他の資産 (負債控除後) | 2.98 |
| 合計 (純資産総額) | 100.00 |

◆明治安田ライフプランファンド 70

| 資産の種類 | 比率 (%) |
|-------------------|--------|
| 明治安田日本株式マザーファンド | 39.81 |
| 明治安田アメリカ株式マザーファンド | 15.06 |
| 明治安田欧州株式マザーファンド | 15.12 |
| 明治安田日本債券マザーファンド | 16.97 |
| 明治安田外国債券マザーファンド | 10.06 |
| その他の資産 (負債控除後) | 2.98 |
| 合計 (純資産総額) | 100.00 |

組入資産上位 10 銘柄 (各マザーファンド)

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

【明治安田日本株式マザーファンド】

| | 銘柄名 | 業種 | 比率 (%) |
|----|-------------------|--------|--------|
| 1 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 3.09 |
| 2 | KDDI | 情報・通信業 | 2.58 |
| 3 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 2.40 |
| 4 | ソニー | 電気機器 | 2.38 |
| 5 | ダイキン工業 | 機械 | 1.91 |
| 6 | アステラス製薬 | 医薬品 | 1.90 |
| 7 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 1.86 |
| 8 | 明治ホールディングス | 食料品 | 1.79 |
| 9 | 任天堂 | その他製品 | 1.76 |
| 10 | 東日本旅客鉄道 | 陸運業 | 1.65 |

【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

| | 銘柄名 | 国 | 業種 | 比率 (%) |
|----|-------------------------|------|------------------------|--------|
| 1 | MICROSOFT CORP | アメリカ | ソフトウェア・サービス | 6.18 |
| 2 | APPLE INC | アメリカ | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 5.93 |
| 3 | AMAZON.COM INC | アメリカ | 小売 | 4.18 |
| 4 | FACEBOOK INC-A | アメリカ | メディア・娯楽 | 1.88 |
| 5 | ALPHABET INC-CL A | アメリカ | メディア・娯楽 | 1.66 |
| 6 | ALPHABET INC-CL C | アメリカ | メディア・娯楽 | 1.66 |
| 7 | VISA INC-CLASS A SHARES | アメリカ | ソフトウェア・サービス | 1.42 |
| 8 | PROCTER & GAMBLE CO/THE | アメリカ | 家庭用品・パーソナル用品 | 1.38 |
| 9 | INTEL CORP | アメリカ | 半導体・半導体製造装置 | 1.28 |
| 10 | JOHNSON & JOHNSON | アメリカ | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 1.27 |

【明治安田欧州株式マザーファンド】

| | 銘柄名 | 国 | 業種 | 比率 (%) |
|----|------------------------------|------|------------------------|--------|
| 1 | SAP SE | ドイツ | ソフトウェア・サービス | 3.83 |
| 2 | ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN | スイス | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 3.75 |
| 3 | NOVARTIS AG-REG | スイス | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 3.43 |
| 4 | GLAXOSMITHKLINE PLC | イギリス | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 3.22 |
| 5 | ZURICH INSURANCE GROUP AG | スイス | 保険 | 2.92 |
| 6 | ASML HOLDING NV | オランダ | 半導体・半導体製造装置 | 2.86 |
| 7 | WORLDCON SA | フランス | ソフトウェア・サービス | 2.81 |
| 8 | UNILEVER NV | オランダ | 家庭用品・パーソナル用品 | 2.71 |
| 9 | THALES SA | フランス | 資本財 | 2.62 |
| 10 | DIAGEO PLC | イギリス | 食品・飲料・タバコ | 2.58 |

【明治安田日本債券マザーファンド】

| | 銘柄名 | クーポン (%) | 償還期限 | 種類 | 比率 (%) |
|----|-------------------------------|----------|-------------|------|--------|
| 1 | 第413回利付国債2年 | 0.100 | 2022年6月1日 | 国債証券 | 8.24 |
| 2 | 第149回利付国債20年 | 1.500 | 2034年6月20日 | 国債証券 | 7.90 |
| 3 | 第1回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付) | 1.720 | 2024年10月6日 | 社債証券 | 5.84 |
| 4 | 第143回利付国債5年 | 0.100 | 2025年3月20日 | 国債証券 | 4.10 |
| 5 | 第133回利付国債20年 | 1.800 | 2031年12月20日 | 国債証券 | 3.43 |
| 6 | 第358回利付国債10年 | 0.100 | 2030年3月20日 | 国債証券 | 2.94 |
| 7 | 第37回利付国債30年 | 1.900 | 2042年9月20日 | 国債証券 | 2.39 |
| 8 | 第1回楽天無担保社債(劣後特約付) | 2.350 | 2023年12月13日 | 社債証券 | 2.32 |
| 9 | 第1回ドンキホーテホールディングス無担保社債(劣後特約付) | 1.490 | 2023年11月29日 | 社債証券 | 2.29 |
| 10 | 第1回ソフトバンク無担保社債(劣後特約付) | 2.500 | 2021年12月17日 | 社債証券 | 2.28 |

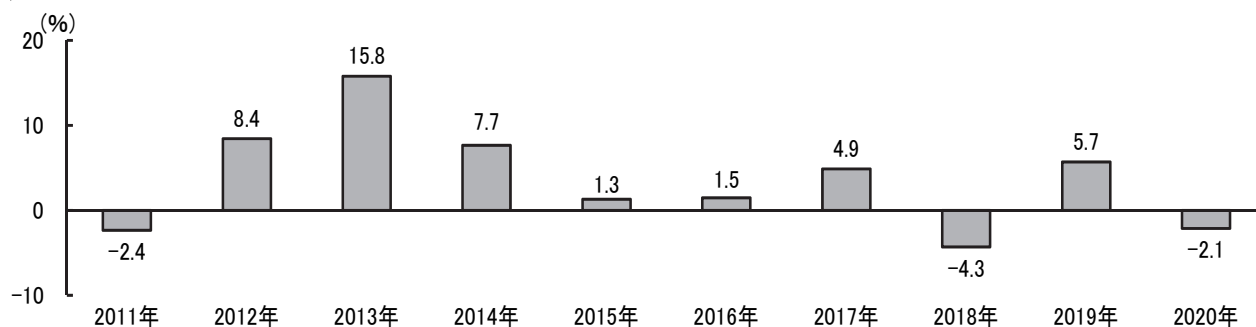
※ 繰上償還条項が付与されている銘柄の場合、償還日は最初の繰上償還可能日を表示しています。

【明治安田外国債券マザーファンド】

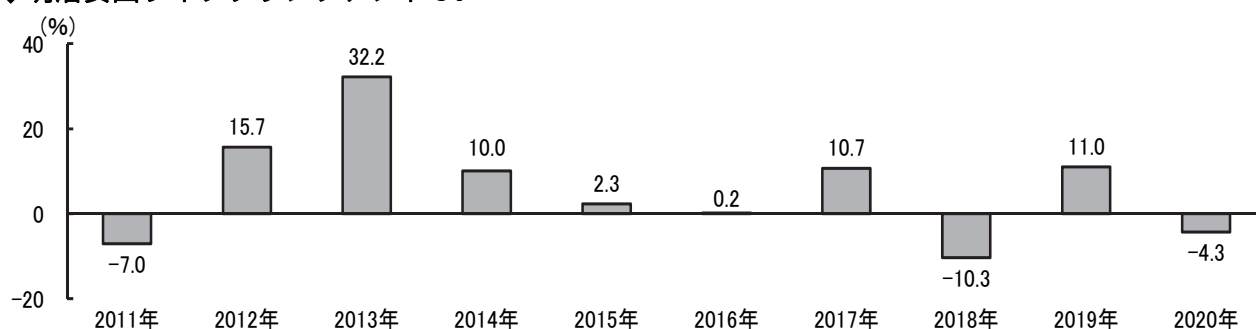
| | 銘柄名 | クーポン (%) | 償還期限 | 種類 | 比率 (%) |
|----|------------------------|----------|-------------|------|--------|
| 1 | US TREASURY N/B 2.5% | 2.500 | 2024年5月15日 | 国債証券 | 9.08 |
| 2 | US TREASURY N/B 1.625% | 1.625 | 2026年2月15日 | 国債証券 | 8.33 |
| 3 | US TREASURY N/B 2.875% | 2.875 | 2043年5月15日 | 国債証券 | 4.97 |
| 4 | US TREASURY N/B 2.375% | 2.375 | 2027年5月15日 | 国債証券 | 4.71 |
| 5 | US TREASURY N/B 1.75% | 1.750 | 2023年5月15日 | 国債証券 | 4.44 |
| 6 | BTPS 0.95% | 0.950 | 2023年3月15日 | 国債証券 | 4.34 |
| 7 | SPANISH GOV'T 2.15% | 2.150 | 2025年10月31日 | 国債証券 | 3.40 |
| 8 | UK TSY GILT 1.75% | 1.750 | 2049年1月22日 | 国債証券 | 3.33 |
| 9 | FRANCE O.A.T. 2.75% | 2.750 | 2027年10月25日 | 国債証券 | 2.51 |
| 10 | UK TSY GILT 1% | 1.000 | 2024年4月22日 | 国債証券 | 2.47 |

年間収益率の推移(暦年ベース)

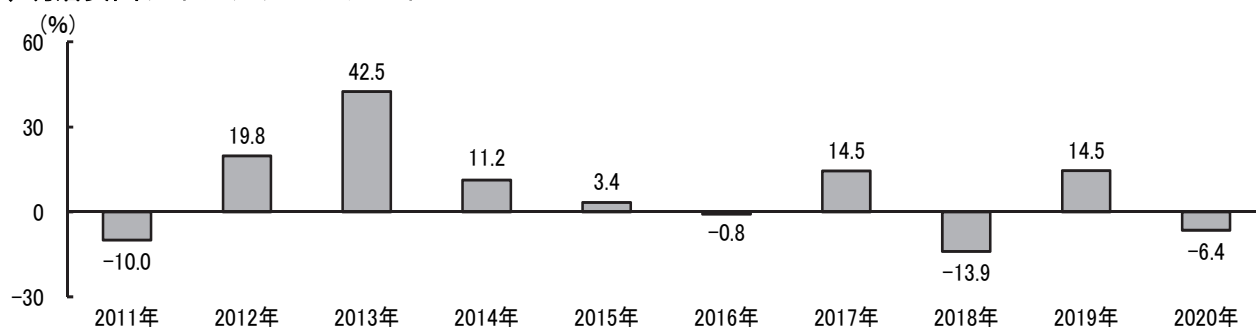
◆明治安田ライフプランファンド 20



◆明治安田ライフプランファンド 50



◆明治安田ライフプランファンド 70



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

※2020年は6月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購 入 単 位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。 ※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにさせていただきます。 |
| 購 入 価 額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。 |
| 購 入 代 金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換 金 単 位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。 |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換 金 代 金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。 |
| 申 込 締 切 時 間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。 |
| 購入・換金申込不可日 | — |
| 購入の申込期間 | 2020年8月20日から2021年2月19日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換 金 制 限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信 託 期 間 | 無期限（2000年5月31日設定） |
| 繰 上 償 還 | 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決 算 日 | 毎年5月20日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収 益 分 配 | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 各ファンド5,000億円 |
| 公 告 | 原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/ |
| 運 用 報 告 書 | 決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。 |
| 課 税 関 係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 |
| ス イ ッ チ ン グ | 明治安田ライフプランファンド20・50・70の間でスイッチングが可能です。 詳しくは販売会社へお問合わせください。 |

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|--------|--|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 2.2% (税抜 2.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 ※確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。 |
|--------|--|

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、以下の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

<内訳>

| 配分 | 料率 (年率) | | |
|------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | 明治安田ライフプラン ファンド20 | 明治安田ライフプラン ファンド50 | 明治安田ライフプラン ファンド70 |
| 委託会社 | 0.495% (税抜0.45%) | 0.605% (税抜0.55%) | 0.671% (税抜0.61%) |
| 販売会社 | 0.407% (税抜0.37%) | 0.583% (税抜0.53%) | 0.66% (税抜0.6%) |
| 受託会社 | 0.055% (税抜0.05%) | 0.077% (税抜0.07%) | 0.088% (税抜0.08%) |
| 合計 | 0.957% (税抜0.87%) | 1.265% (税抜1.15%) | 1.419% (税抜1.29%) |

<内容>

運用管理費用
(信託報酬)

| 支払い先 | 役務の内容 |
|------|---|
| 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価 |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
| 合計 | 運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率 |

※投資顧問会社に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用 (信託報酬) の中から支払われ、その報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、ファンドに係る金額の合計となります。

| ファンド名 | 投資顧問会社 | 算出方法 |
|---------------------|-------------------------------------|--|
| 明治安田欧州株式 マザーファンド | ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド | マザーファンドの平均純資産総額*が 100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、 平均純資産総額が100億円超に対応する部分に 年10,000分の45の率を乗じて得た額 |

※明治安田欧州株式マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数 (休日を含む) で除して得られる額です。

| | |
|------------|---|
| その他の費用・手数料 | <p>信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に、明治安田ライフプランファンド 20 は年 0.0044%（税抜 0.004%）、明治安田ライフプランファンド 50 は年 0.0066%（税抜 0.006%）、明治安田ライフプランファンド 70 は年 0.011%（税抜 0.01%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> |
|------------|---|

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|------------------|--------------|---|
| 分配時 | 所得税及び 地方税 | 配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315% |
| 換金（解約）時及び 償還時 | 所得税及び 地方税 | 譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して……………20.315% |

※上記は2020年6月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA（ニーサ）は満20歳以上の方、ジュニアNISA（ニーサ）は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合については上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。